

学校と家庭・地域は、こどもの未来を共に育む 「子育てのパートナー」です

日頃より、本市の学校教育活動に温かいご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

学校は、こどもたちの健やかな成長と豊かな学びを支える場所であると同時に、保護者や地域の皆様と一緒に悩み、ともに解決を目指す「**子育てのパートナー**」です。

このたび市教育委員会では、学校と家庭・地域が互いに信頼し合い、共に歩むための指針として「**学校と家庭・地域との良好な関係づくりを進めるためのガイドライン**」を作成いたしました。（市教育委員会ホームページにて掲載）

良好な関係づくりを進める「3つの基本姿勢」

こどもの安全・成長が第一

常に「こどもにとって何が最善か」という視点を保護者・地域と共有し、こどもたちの安全・安心と健やかな成長につながる対応を最優先とします。



共に育てるパートナー

保護者や地域の方々を「共にこどもを育てるパートナー」として尊重します。学校の指導方針や取組について日頃から積極的かつ丁寧に情報発信を行うとともに、保護者や地域の方々の意見や思いを誠実に聴く姿勢を持ちます。



安心して働ける環境

教職員が一人で課題や悩みを抱え込むことのないよう、校内全体で迅速に情報を共有し、組織的に対応します。必要に応じて市教育委員会や外部専門機関と連携し、教職員が安心して意欲的に働くことができる環境を整えます。



学校とのより良い対話のために（ご配慮いただきたいこと）

学校とのやり取りの中で、次のような関わりは、意図せずとも教職員に大きな負担を与え、話し合いを難しくしてしまうことがあります。

ご配慮いただきたい例

- ☑教職員を呼び捨てにするなど、強い言葉や敬意を欠いた表現
- ☑電話や対面での話し合いを学校側に伝えないまま録音すること
（申し出ていただければ、録音に応じます。また、学校側も正確な話し合いの記録を残すために録音をお願いする場合があります。）
- ☑学校では判断や対応が難しい事案（学校外や SNS 上でのトラブル）の解決を求めること
（一緒に解決の道筋を探ることはできますが、学校は捜査機関ではなく、事実関係の確認等できません。）
- ☑いじめ等の問題で、学校が取り組んでいる途中段階で、すべての責任を学校に求めて強く非難すること
- ☑不安や怒りが強い状態で、繰り返し説明や即時の対応を求めること
- ☑事実に基づかない噂の流布や SNS 等での誹謗中傷
- ☑業務時間を大幅に超えた時間帯に連絡が続くこと

※保護者の方の思いを否定するものではありません。ただ、感情が高ぶったままのやり取りは双方にとってつらくなり、結果としてこどものための解決が遠のくことがあります。



社会通念上許容される範囲を超えた言動に対する対応

社会通念上許容される範囲を超えた言動により学校運営に支障が出たり、教職員の心身の健康や安全が脅かされたりする事態に対しては、組織として毅然とした対応をとります。

◆ 対応の中止・関係機関との連携

不当・過剰な要求が繰り返される場合や違法な行為等が見られる場合、対応を中止し、警察等の関係機関に通報する場合があります。

◆ 顧問弁護士との連携

法的な検討が必要な場合、速やかに弁護士と連携し、法的観点を踏まえた対応を行います。

◆ 警察への通報

暴行、傷害、脅迫、土下座等の謝罪の強要、不退去等の犯罪行為に対しては、警察に通報します。

【社会通念上許容される範囲を超えた言動の例】

- ・そもそも要求に理由がない又は学校における教育活動と関係のない要求
- ・学校の教育活動及び学校運営の範囲を著しく超える対応を求めるもの
- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）や精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座等の謝罪の強要等）
- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・相当性を欠く賠償要求
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動、拘束的な言動等

不安や疑問があるときは、一人で抱え込まず、学校や教育委員会にご相談ください。